

水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について
(要旨)

以下の 14 か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ナミビア、ボツワナ、ポルトガル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

1 スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガルからのすべての入国者及び帰国者については、新たに「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、令和 3 年 12 月 2 日午前 0 時から検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくことになります。

2 アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソトからのすべての入国者及び帰国者については、「1. 宿泊施設にて 10 日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の 1.（1）の全文に基づく措置の対象国・地域）」に変更することとし、引き続き、令和 3 年 12 月 1 日午前 0 時から、検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で 10 日間待機いただき、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目に改めて検査を受けていただきます。これに加えて、これらの国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとします。なお、モザンビーク及びアンゴラに関しては、必要な手続を終え次第、可及的速やかに再入国原則拒否の対象とします。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の 48 か国・地域です。

（1）検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で 10 日間待機、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目の検査が求められ、再入国原則拒否の対象となる国・地域

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

（2）検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で 6 日間待機、入国後 3 日目及び 6 日目の検査が求められる国・地域

イスラエル、イタリア、英国、オランダ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

（3）検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機、入国後 3 日目の検査が求められる国・地域

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストラリア、オーストリア、カナダ（オンタリオ州）、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スウェーデン、スペイン、スリナム、チェコ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）

令和 3 年 9 月 17 日

最終改訂 令和 3 年 11 月 26 日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和 3 年 9 月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置（１７）に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株） P. 1 系統の変異株（ガンマ株） C. 37 系統の変異株（ラムダ株） B. 1. 621 系統の変異株（ミュー株）	令和 3 年 9 月 17 日	
B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株） B. 1. 525 系統の変異株（イータ株） B. 1. 526 系統の変異株（イオタ株） B. 1. 617. 1 系統の変異株（カップパ株）	令和 3 年 9 月 17 日	令和 3 年 9 月 27 日
B. 1. 1. 529 系統の変異株（オミクロン株）	令和 3 年 11 月 26 日	

（以上）

令和3年9月17日

最終改訂 令和3年11月30日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和3年9月17日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

１．宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（１７）の１．（１）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）
<u>エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、レソト</u>	<u>令和3年11月30日</u>	<u>令和3年12月2日 午前0時</u>	<u>令和3年12月2日 午前0時</u>

２．宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（１７）の１．（１）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）
モザンビーク	令和3年11月27日	令和3年11月28日午前0時
アンゴラ	令和3年11月29日	令和3年11月30日午前0時

※エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、レソトは、「１．宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（１７）の１．（１）の全文に基づく措置の対象国・地域）」に変更することとし、令和3年12月2日午前0時以降の入国者及び帰国者については、上記１．の対象国・地域としての措置を実施することとする。なお、モザンビーク及びアンゴラに関しては、必要な手続を終え次第、可及的速やかに再入国原則拒否の対象とする。

3. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（2）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）

4. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（2）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）
トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
イスラエル、イタリア、英国、オランダ	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時

5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（3）に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）
エクアドル、コロンビア、ドミニカ共和国、ハイチ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
オーストラリア、オーストリア、カナダ（オンタリオ州）、チェコ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、香港	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時
<u>スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガル</u>	<u>令和3年11月30日</u>	<u>令和3年12月2日午前0時</u>

6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域（措置（17）の2.に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）
アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、ケニア、コスタリカ、スリナム、トルコ、ネパール、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（１７）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月１７日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での１０日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び１０日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注 1) 上記に基づく措置は、令和 3 年 9 月 20 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和 3 年 9 月 20 日午前 0 時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注 2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添 1 の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）の別添 1 の書式は廃止する。
- (注 3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添 2 の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）の別添の書式は廃止する。
- (注 4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注 5) 上記に基づいて、令和 3 年 9 月 18 日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の 3 日後の日の午前 0 時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。
- (注 6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の 2 日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（以上）